

2 | 交付金事務の1年の流れ

交付金事務の1年間の主な流れは下表のとおりです。

	概要	時期（目安）	出入国在留管理庁（法務省）	↔	地方公共団体
事業開始前	(1) 内示手続	1月中旬	内示手続に係る通知	→	書類の提出
		1月下旬～2月上旬		←	
		2月下旬	採択の内示	→	
	(2) 公募	3月上旬	正式公募に係る通知	→	交付申請
		3月中旬		←	
		4月1日	交付決定通知	→	
事業期間	(3) 概算払 (全2回) ※運営事業のみ	①5月頃 ②11月頃	概算払請求書に係る連絡	→	概算払請求書の提出
		①6月頃 ②12月頃		←	
		①8～9月頃 ②1～2月頃	概算払	→	
	(4) 計画変更承認申請	必要に応じて		←	変更承認申請
			変更承認通知	→	
事業完了後	(5) 事業事故報告	必要に応じて		←	事業事故報告
			事故への対応指示	→	
	(6) 実績報告	事業終了から1か月 又は翌年度4月10日のどちらか早い日		←	実績報告書の提出 ※左記期日までに提出がない場合は 交付金の支払ができない場合がある ため提出期限は厳守願います。
	(7) 精算	4月中旬	額の確定通知	→	
		4月下旬	交付金の支払（精算払）	→	
		5月上旬～中旬	納入告知書の発行 （戻入が発生する場合）	→	
		5月下旬		←	返納（戻入が発生する場合）

内示手続や公募のスケジュール等については適宜、都道府県及び政令指定都市に事務連絡でお知らせし、都道府県から管下市町村への周知に御協力いただいています。また、出入国在留管理庁ホームページでも各資料とともに公表していますので、御参照ください（以下URL参照）。

■外国人受入環境整備交付金のページ

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri02_00039.html

